

令和3年度
妙高市立総合支援学校
高等部入学者募集要項

令和3年度妙高市立総合支援学校高等部入学者募集要項

妙高市立総合支援学校高等部（普通学級・重複障害学級）における入学者の選考は、次の事項に基づいて公正に実施する。

1 出願資格

妙高市立総合支援学校（以下、「総合支援学校」という。）高等部（普通学級・重複障害学級）に出願できる者は、知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度で、次に掲げる者とする。

(1) 普通学級を希望する者

ア 妙高市に在住し、特別支援学校中学部（知的障害）の普通学級及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を令和3年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者

イ 上記以外で、受検を希望し妙高市教育委員会と協議して認められた者

(2) 重複障害学級を希望する者

ア 妙高市に在住し、特別支援学校中学部（知的障害）の重複障害学級を令和3年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者

イ 上記以外で、受検を希望し妙高市教育委員会と協議して認められた者

2 出願

出願は、一人につき、1校1学科（新潟県公立特別支援学校高等部及び新潟県公立高等学校含む。）とする。

3 募集定員

課程等	学科	学年	募集学級	募集生徒数
全日制の課程	普通	1	普通学級	8人
全日制の課程	普通	1	重複障害学級	若干人

4 選考の方法

(1) 総合支援学校長は、校長を委員長とする入学者選考委員会を設け、調査書及び学校が実施する面接等の結果に基づき、総合的な審査を経て入学者を選考する。

(2) 総合支援学校で必要と認めた場合は、上記(1)による調査書のほか、更に必要な書類の提出を求めることができる。この書類の様式は、妙高市教育委員会の承認を得て総合支援学校長が定める。

5 面接の期日

令和3年2月5日（金）

6 合格者の発表

(1) 令和3年2月12日（金）午前10時から総合支援学校において行い、選考結果を別紙様式3により2月16日（火）までに妙高市教育委員会こども教育課長に報告するものとする。

(2) 入学予定者が、保護者等の転勤等により入学を辞退する場合は、入学辞退書（別紙様式4）を総合支援学校長に提出するものとする。

7 出願手続

(1) 出願に必要な書類

ア 入学願書（別紙様式1）

イ 調査書（別紙様式2の2、2の3、2の4）

ウ その他総合支援学校で必要とするもの

(2) 必要書類の請求

出願に必要な書類は、総合支援学校で交付する。但し、郵送を希望する場合は、あて名を明記した返信用封筒（A4用紙が入る角形2号封筒に140円切手貼付）を同封の上、総合支援学校に請求する。

(3) 入学願書等の提出

- ア 総合支援学校中学部3年に在籍し高等部へ出願する者は、必要事項を記入した入学願書を総合支援学校長に提出する。
- イ その他の出願者は、必要事項を記入した入学願書を、在籍（出身）学校の校長に提出する。
- ウ 上記イの出願者から入学願書等の提出を受けた在籍（出身）学校の校長は、入学願書、調査書、返信用封筒（長形3号封筒に94円切手貼付・学校住所を明記、角形2号封筒に140円切手貼付・学校住所を明記）及びその他必要書類を所定の受付期間内に、総合支援学校長に提出する。
- エ 所定の調査書の提出が不可能な場合には、入学願書及び返信用封筒に次の書類を添えて直接総合支援学校長に提出する。
- （ア）出願資格の証明書
- （イ）学業成績の証明書又は提出不能に関する証明書
- (4) 入学願書の受付期間
令和3年1月18日（月）から1月25日（月）まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から4時までとする。
- (5) 出願状況の公表
入学願書締切り後、出願状況については、総合支援学校で公表する。
- (6) 志願取り消し及び変更の受付期間
令和2年1月26日（火）から1月29日（金）まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から4時までとする。志願を取り消す場合は、総合支援学校長に提出した書類の返還を受ける。また、県立特別支援学校等から総合支援学校に志願変更する場合は、入学願書等を提出する。
- (7) 出願先及び面接の会場
出願先及び面接の会場は、総合支援学校とする。

8 欠員補充による2次募集について

選考検査終了後、普通学級の定員に欠員が生じた場合に実施する。なお、2次募集の実施については、令和3年2月22日（月）に妙高市教育委員会がホームページにおいて発表する。

- (1) 出願資格、出願及び出願手続き
- ア 第1次選考と同様とする。
- イ いずれの特別支援学校高等部又は高等学校（公立、私立）にも合格していない者とする。なお、いずれの各学校にも合格していない者には、特別支援学校高等部又は高等学校（県内、県外、公立、私立を問わない）への入学を辞退した者は含まれない。
- (2) 出願期間
令和3年3月8日（月）から3月15日（月）まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から4時までとする。
- (3) 面接の期日
令和3年3月16日（火）
- (4) 結果の発表
- ア 令和3年3月17日（水）に、総合支援学校で行うとともに、結果を別紙様式3により妙高市教育委員会こども教育課長に報告するものとする。
- イ 入学予定者が、保護者の転勤等により入学を辞退する場合は、入学辞退届（別紙様式4）を総合支援学校長に提出するものとする。

9 その他

- (1) 総合支援学校高等部に入学を出願することができる者は、あらかじめ、総合支援学校の高等部説明会または、教育相談を受けた者とする。
- (2) 総合支援学校長は、選考終了後保護者の転勤等正当な事由で入学を希望する者があった場合で、当該者が高等部教育を受けることができると判断され、原則として学校の定員に余裕があるときは、入学を許可することができる。
- (3) 総合支援学校長は、調査書及びその他の書類の記載事項について、事実と反する記載があった場合は、願書の受理及び合格を取り消すことができる。
- (4) 入学者募集要項の実施細目については、総合支援学校長が定める。
- (5) 調査書は、妙高市ホームページからダウンロードする。
URL：<http://www.city.myoko.niigata.jp/gakkou/index.html>
- (6) 不明な点は、総合支援学校に問い合わせること。